（厚生労働省組織規則の一部改正）

第三条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十　（略） 六十一　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の監督に関すること。 六十二～八十三　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十二の三　（略） 二十二の四　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。 二十二の五～二十六　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百四十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十五　（略） 二十六　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。 二十七～三十四　（略） **附　則** （福祉人材確保対策官の職務の特例） 2の2　福祉人材確保対策官は、第六十一条第二項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務を行う。	（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十　（略） 六十一　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第二条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の監督に関すること。 六十二～八十三　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十二の三　（略） 二十二の四　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第二条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。 二十二の五～二十六　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百四十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十五　（略） 二十六　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第二条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。 二十七～三十四　（略） **附　則** （新設）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員） **第六十三条**　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他厚生労働大臣が定める	（職員） **第六十三条**　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他厚生労働大臣が定める